

岩手県告示第22号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 遠野市上郷町平倉41地割47の29・47の42（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 農道用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。